

# 居住支援ニュースレター

第2号 2026年3月発行

## <この号の内容>

1. 協力不動産店登録制度の取組み実績
2. 住まいの相談を受けとめる「住まいの相談窓口」
3. 協議会の会員にインタビュー
4. 支援の現場にインタビュー
5. 居住支援に関連する各種研修会等に参加しました
6. 一宮市の居住支援について発表してきました
7. “缶バッチ”で支援者同士の“つながり”をカタチに
8. 2026年度の居住支援勉強会のお知らせ

◎ 編集後記・次号予告

## ◎ 協力不動産店登録制度の取組み実績

### ■ 協力不動産店の登録状況について

一宮市居住支援協議会では、住まいの確保に配慮が必要な方の住まい探し支援を行うため、2025年8月から「協力不動産店登録制度」を運用しています。この制度は、単に住まいの確保を目的とするものではなく、相談者が抱える問題を解きほぐし、必要な支援やサービスの調整・入居後の支援体制を整えることで、相談者本人だけでなく、住まいを提供する大家さんや不動産事業者にとっても安心できる住まい探しの仕組みです。

また、相談者との面談は、市の福祉総合相談室に設置した「住まいの相談窓口」で専門の職員（住まいの相談支援員）が丁寧に聞き取りを行い、「住まい」と「暮らし」の一体的な支援ができる体制としています。

居住支援協議会の活動趣旨に賛同し、市内の賃貸物件を提供できる不動産事業者が「協力不動産店」として登録し、住まい探しのお手伝いをしています。2026年2月末時点で、13者の登録をいただいています（下記の表を参照）。この制度にご興味のある大家さん、不動産事業者の方がいらっしゃいましたら、詳しく説明いたしますので、是非、本協議会（事務局：住宅政策課 ☎0586-85-7011）までお知らせください。

### ○ 協力不動産店の登録状況（2025.6.2 募集開始～2026.2.28時点）

協力不動産店  
の登録数

登録事業者数

**13者**

内数

大手不動産事業者

**4者**

地元不動産事業者

**9者**

※本制度は、ご自身で住まい探しが困難な方に対して、不動産事業者に代わり、「住まいの相談窓口」で本人の入居条件等を確認することとしているため、協力不動産店登録事業者の公表はしていません。

### ■ 協力不動産店登録制度による住まい探し支援の実績について

2025年の8月から協力不動産店登録制度による住まい探し支援を開始し、7か月が経過しました。これまでに、この制度を活用して住まい探し支援を行ったのは37件です。その内、入居成約に至った相談は6件、本制度による住まい探しを行う中で、最終的に福祉施設へ入所された方、自宅に住み続けることを選択された方、公営住宅に入居された方、自らで住まいを確保された方など、解決に至った相談は25件、現在契約手続き中の相談は1件、現在も住まい探しを継続中の相談は5件となっています。通期での実績として、入居成約等（支援終了・契約手続き中を含む）により住まいの確保ができた件数の割合は約86%となっております。また、月別での実績を見てみると、直近の2月分の物件照会を除けば、相談の約93%が住まいの確保ができています（次頁の表を参照）。どうしても住まいが見つからない相談は一部ありますが、住宅確保要配慮者の住まい探し支援の仕組みとして、この制度が効果的に機能しているのではないかと思います。

○協力不動産店との連携による住まいのマッチング実績（2025.8.4 運用開始～2026.2.28時点）

住まいのマッチング実績（通期）

物件照会件数	内数 入居成約	支援終了	契約手続き中	支援継続中
<b>37件</b>	<b>6件</b>	<b>25件</b>	<b>1件</b>	<b>5件</b>

住まいのマッチング実績（月別）

照会月	物件照会	入居成約	支援終了	契約手続き中	支援継続中
8月	<b>10件</b>	<b>4件</b>	<b>6件</b>	<b>0件</b>	<b>0件</b>
9月	<b>5件</b>	<b>0件</b>	<b>5件</b>	<b>0件</b>	<b>0件</b>
10月	<b>3件</b>	<b>2件</b>	<b>0件</b>	<b>0件</b>	<b>1件</b>
11月	<b>5件</b>	<b>0件</b>	<b>4件</b>	<b>1件</b>	<b>0件</b>
12月	<b>2件</b>	<b>0件</b>	<b>2件</b>	<b>0件</b>	<b>0件</b>
1月	<b>8件</b>	<b>0件</b>	<b>7件</b>	<b>0件</b>	<b>1件</b>
2月	<b>4件</b>	<b>0件</b>	<b>1件</b>	<b>0件</b>	<b>3件</b>

※月別のマッチング実績については、協力不動産店に対して物件照会をした月毎に件数を集計したものです。相談者の支援体制の調整に時間を要する案件もあるため、必ずしも相談月と同一ではありません。

※協力不動産店に物件照会をした案件のみ集計の対象としているため、住まいの相談窓口で相談を受けた件数とは異なります。

■協力不動産店からの物件情報の提供実績について

協力不動産店からの物件情報の提供は、1つの案件に対して概ね少なくとも1件以上の物件情報が出てきている状況です。車椅子利用者からの相談で、室内及び敷地内のバリアフリー構造が求められるケースや、ペットを飼っている方からの相談で、複数頭のペットと一緒に暮らせる物件を求められるケース、家賃滞納により強制退去をすることが決定している方からの相談で、経済的な問題が解消できないケースなどでは、住まい探しが難航します。一方で、精神疾患のある方の住まい探しにおいては、相談者の健康状態を丁寧に説明し、協力不動産店のスタッフと相談者本人との顔合わせの機会を持つことで、物件情報が提供されることもありました。大家さんや協力不動産店の「見えない不安」に対して、どのようにアプローチできるかが住宅確保要配慮者の住まい探しのポイントだと考えています。

■実績には見えてこない相談対応について

ここでは、協力不動産店登録制度による住まい探し支援での実績をご紹介しましたが、「住まいの相談窓口」をはじめとする相談機関では、住まい探しのみならず、「住まい」に関するさまざまな相談が寄せられていると思われます。この制度による住まい探し支援の実績からすると、1年間で60件程の相談ケースがあると推測されますが、実際には、これよりも多くの相談があるものと考えています。本協議会としても、支援現場の声を聴かせていただき、今後の居住支援協議会活動に活かしていきたいと考えております。支援現場でうまく対応できた居住支援の取り組みや支援者仲間のこと、なかなか解消されない住まいの問題など、是非、本協議会（事務局：住宅政策課 ☎0586-85-7011）に共有してください。

## ◎ 住まいの相談を受けとめる「住まいの相談窓口」の紹介

2025年4月1日、住まいに関する困り事を総合的に相談できる場所として「住まいの相談窓口」が一宮市役所2階の福祉総合相談室に開設されました。福祉総合相談室は、これまでも住まいの問題を含む様々な困り事についての相談を受けてきましたが、今までの相談員に加えて不動産に係る業務の経験がある相談員も迎え、6人の「住まい相談支援員」が相談対応を行う体制となりました。住まいは「あらゆる生活のための基盤である」という理念を意識しながら、日々、窓口寄せられる相談にチームで向き合っています。



住まいの相談窓口（2階福祉総合相談室に併設）

私たちの窓口を訪れるのは、経済的な困窮に限らず、さまざまな事情を抱えた方々です。その中には、住まいに関しての不安や悩みごと、部屋を借りたくても借りられない方がいます。一般の不動産仲介業者の窓口を訪れたが、「高齢であることを理由に遠回しに断られてしまった」「緊急連絡先、保証人がおらず審査が通らなかった」「過去の滞納歴があるからなのか、審査が通らなかった」といった、「貸し渋り」の様な状況にあり、住まい探しを諦めてしまった方々が少なくありません。このような方々が直面しているのは単なる経済的な困窮だけではなく、昔に比べて人と人とのつながりが希薄になった「社会的な孤立」といった問題から来る、現代社会における課題が背景にあります。

私たちはまず、話しやすい雰囲気を中心掛けて、相談者の現在の状況や、これまでの歩みを丁寧に伺い、アセスメントを行います。その上で、部屋を借りることにおいて、何が問題となっているのか紐解いて、ひとつずつ課題を整理していきます。その中で、住宅部局とも連携し、居住支援協議会の「協力不動産店登録制度」を活用し、賃貸物件情報を提供します。住まい相談支援員の仕事は、相談者に単に物件を紹介するだけではありません。相談者と不動産仲介業者の間に立ち、双方の不安を解消していく「調整役」や「通訳」のような役割も果たします。これまでの支援を通して、不動産業者や大家側にも「家賃滞納があったら」「孤独死されたら」「近隣住民とトラブルになったら」といった切実な思いがある事がわかりました。私たちは相談者の問題を理解していく中で、福祉サービスとの連携状況や入居後の見守り体制などを出来るだけ具体的に提示します。「この人なら大丈夫」「困った時に相談する所がある」という安心感を不動産業者や大家側に持ってもらうことが大切だと実感しています。住まいが決まることはゴールではなく、これから始まる新しい生活のスタートです。住まいという基盤があつてこそ、やっと人は安心して前を向けるものだと思います。その生活基盤づくりのお手伝いをさせていただく事にやりがいを感じています。



住まい相談支援員の皆さん

最後に、住まいの相談支援においては、私たち住まい相談支援員だけの力では限界があると感じています。地域の不動産店、大家さん、介護や障害に関わる支援者や事業者の方など、たくさんの方との連携・協働により、支援が重なって解決に繋がっていくものです。これからも、皆さんとのつながりを大切にしながら、一宮市の居住支援の取組みを、どんどん良い方向に進めていきたいと思っています。

これを読んで下さった方にも、是非、居住支援の必要性について考えていただき、私たちと一緒に取組んでいただくと幸いです。

（文：福祉総合相談室 森課長補佐）

※写真中央

## ◎ 協議会の会員にインタビュー①

今号では、当協議会の会員である公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会西尾張支部の浅井副支部長にインタビューをさせていただきました。浅井副支部長には、当協議会の定期総会や勉強会などに積極的に出席いただいております、不動産事業者の立場から本市の居住支援に関わっていただいております。



○公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会  
西尾張支部 副支部長 浅井 謙治氏  
(不動産ショップあさい株式会社 代表取締役)  
所在地：一宮市中町二丁目6番5号  
エリア：一宮市全域

Q. 不動産ショップあさい株式会社のお仕事内容について教えてください。

A. 浅井さん

一宮市を中心とした西尾張エリアで、不動産売買・賃貸仲介・管理業務を行っています。賃貸においては、単身世帯からファミリー世帯まで幅広く対応していますが、近年の傾向は、特に単身高齢者世帯の割合が増えてきていると実感しています。それに伴い、身寄りがない方や、収入面に不安を抱える方の相談も確実に増えています。一方で、一宮エリアは、比較的持ち家志向が強い地域性があり、人口減少と高齢化の影響を受け、空室や空き家の増加も課題となっています。住まいに困られている人と使われていない住宅が同時に増えているという構造的なミスマッチが起きていると感じています。

Q. 早速ですが、不動産事業者から見た居住支援についてお聞かせください。

A. 浅井さん

率直に申し上げますと制度と現場実務の間には、まだ距離があると感じています。理念や社会的意義は理解できますが、物件を提供する側としては、責任の所在をより明確にし、実務として成立する仕組みに落とし込めることが必要だと考えています。

Q. 居住支援を進める上で必要なことはどんなことでしょうか。

A. 浅井さん

一番必要だと感じるのは、「顔が見える連携」です。行政、福祉、居住支援法人、不動産業界が連携し、それぞれの役割をまずは理解し、その上でつながり、協力できる体制整備です。

現在の居住支援は、まだ「善意に依存している構造」が強いと感じています。しかし、不動産業もひとつの事業ですから、その事業が守られ継続性が保たれる必要があります。社会的意義があるからという理由だけで、リスクを曖昧にしたまま協力を求めるのは、双方にとって現実的ではありません。

本質的な課題は、「福祉的発想と市場原理の橋渡し」が十分に設計されていないことだと考えています。制度理解や理念の共有を前提にしつつ、実際に現場においてどのような役割をもって立ち回るのかということの明確化を期待しています。

Q. これまでの事業活動の中で居住支援に関するエピソードがあれば教えてください。

A. 浅井さん

例えば、保証人を頼める人もおらず、緊急連絡先となってもらえる方も遠方で、さらに過去に家賃滞納があったために保証会社への加入も難しいという方の住まい探しを支援したことがあります。当然ながら、通常の物件ではどこも断られてしまい、最終的には、オーナー様に、相談者のリスクを正直に説明し、相談者ご本人と「直接顔を合わせる場」を設けました。その際に、リスクと対応を“明確に”説明し入居させてもらえるに至りました。

このケースで感じたのは、「課題は属性そのものではなく、不透明さにある」ということです。不安の正体が見えないから断られる。その不透明さを見える化できれば、実務的な支援へとつながっていくと思っています。

お忙しい中、ご対応いただきありがとうございました。



## ◎ 協議会の会員にインタビュー②

今号では、当協議会の会員である公益社団法人全日本不動産協会愛知県本部の渡邊副本部長にインタビューをさせていただきました。渡邊副本部長には、当協議会の定期総会や勉強会などに積極的に出席いただいております、不動産事業者の立場から本市の居住支援に関わっていただいております。



### ○公益社団法人全日本不動産協会愛知県本部

副本部長 渡邊 健太郎氏

(株式会社ウィズコーポレーション 代表取締役社長)

所在地：清須市土器野145 スカイフォーラム1F

エリア：一宮市、稲沢市、清須市、あま市、大治町など

※ 渡邊さん（右から3番目）スタッフの皆さんと一緒に撮影

Q. 株式会社ウィズコーポレーションのお仕事内容について教えてください。

A. 渡邊さん

清須市・あま市を拠点に、西尾張エリアで賃貸や売買の仲介、管理、リフォーム、資産活用の提案など、幅広く不動産のサポートをしています。「日本一楽しい不動産会社」を目指しており、社員もお客様も前向きになれる関係づくりを大切にしています。地域に根差しながら、安心して暮らせる住まいづくりのお手伝いをしています。

Q. 早速ですが、不動産事業者から見た居住支援についてお聞かせください。

A. 渡邊さん

国の施策として住宅確保要配慮者の住まいを支える、非常に大切な取り組みだと思います。一方で、居住支援には、福祉の側面だけでなく、賃貸住宅の活用や空室対策といった側面もあると思います。その中で、不動産事業者は、安心して住める住まいを提供し、適切に管理することが役割だと考えていますが、居住支援の取り組みによって、行政や支援機関といった他分野と連携できる体制が整っていれば、家主も安心して協力しやすくなり、制度もより広がっていくと考えています。

Q. 居住支援を進める上で必要なことはどんなことでしょうか。

A. 渡邊さん

不動産事業者の立場から感じるのは、まず行政や福祉サービスの最新情報が分かりやすく手に入ることがとても大切だと思います。制度の内容や手続き、現場での活用方法を知ることで、入居希望者に対して適切なサポートや住宅を提案しやすくなります。加えて、協議会を通じて関係者同士のつながりができることも重要です。行政や福祉、支援団体、不動産事業者がお互いに情報や課題を共有できれば、入居者に対してスムーズで安心な支援が提供できると考えています。

つまり、不動産業者としては、情報が整理されて手に入りやすく、関係者がつながりやすい場が整備されていることが、居住支援に求める大きなポイントになります。こうした協議会の役割がしっかり機能することで、地域全体における入居支援の質も高まると考えています。

Q. これまでの事業活動の中で居住支援に関するエピソードがあれば教えてください。

A. 渡邊さん

実は、一宮市居住支援協議会に参加する前から、一宮市をはじめ、清須市やあま市の行政とは連携しており、居住支援を積極的に行ってきた経緯があります。また、福祉施設から相談を受けることもあります。その都度、仲介や管理会社という立場で、大家さんを説得したり、何かあれば自分が責任を持つという覚悟をもって支援を行ってきました。

大切にしているのは、大家さんとの信頼関係です。時には、時間や手間がかかるケースもありますが、不動産事業者としての役割をしっかりと果たすことで、信頼をいただいていると感じています。

お忙しい中、ご対応いただきありがとうございました。



## ◎ 支援の現場にインタビュー①

今号では、一宮市地域包括支援センターのひとつ「やすらぎ」を訪問しました。インタビューでは、センター長の尾崎さんと渡邊さんにお話を伺いました。



### ○一宮市地域包括支援センターやすらぎ

所在地：一宮市奥町字下口西72番地1

相談日：月曜日～金曜日（祝日・年末年始除く）

8：30～17：20

土曜日 8：30～12：30

エリア：奥町、今伊勢町、神山

※一宮市地域包括支援センターやすらぎのメンバー

Q. 包括支援センターのお仕事内容を教えてください。

A. 尾崎センター長

一宮市からの業務委託を受け、65歳以上の高齢者と特定疾病を抱える40歳以上の方を中心に、総合的な相談業務を行っています。やすらぎでは、ケース内容に合わせて、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員（通称、3職種）を組み合わせながら柔軟に配置して対応しています。それぞれの職種の強みを活かした支援を行っています。

Q. 支援の対象者はどんな方ですか。

A. 尾崎センター長

対象となる本人はもとより、そのご家族の方からの相談、地域の役員（自治会長・民生委員など）からの情報提供など、地域と一緒に支援を行っています。困難なケースとしては、住まいの立ち退きを迫られた方、介護認定を受けていないために制度の狭間に陥っている方、本人の特性により強いこだわりをもっている方などの対応に苦慮することがあります。

Q. 支援する仲間はどんな方ですか。

A. 尾崎センター長、渡邊さん

地域包括支援センターは、いわば「支援のハブ」としての役割が大きいと感じています。そのため、本人を起点に、家族だけでなく、地域の方や頻りに通うスーパーの店長さんまで、様々な関係者を巻き込んで支援体制を築くこともあります。

大切にしているのは、特定の方に負担を負わせるのではなく、地域の方の生活の一部に「支援」をうまく溶け込ませることで、多様な関係者の方に支援の輪に加わってもらっています。

Q. 印象に残っている支援はありますか。

A. 尾崎センター長、渡邊さん

認知症により徘徊行動のある方の支援をした時に、その方の行動を制限するのではなく、徘徊のルート調べ、立ち寄り先と連携することで本人の安全を確保したことがあります。また、町内回覧を使って認知症への理解を促すチラシを配布するなど、地域全体としての取組みとして展開できたことはよかったと思っています。（尾崎センター長）

ベテランの先輩からかけられた言葉で「包括にも限界がある。やれないことは助けてもらえ。」は、今の仕事に対する姿勢につながっていると思っています。他の支援機関や地域の方とも積極的に連携を取り、「気づき」と「つなぎ」を意識して支援にあたるようにしている。支援がうまくいく時というのは、それに関わる関係者（支援者）が、同じ方向を向いて動いているときだと思います。（渡邊さん）

お忙しい中、ご対応いただきありがとうございました。



## ◎支援の現場にインタビュー②

今号では、一宮市障害者相談支援センターのひとつ「夢うさぎ」を訪問しました。インタビューでは、センター長の梅本さんと前田さんにお話を伺いました。



### ○一宮市障害者相談支援センター 夢うさぎ

所在地：一宮市木曾川町外割田字西郷西151番地

受付日：月曜日～金曜日

9:00～17:00

エリア：木曾川町、北方町、葉栗地域

※夢うさぎの梅本さん、前田さん

Q. 夢うさぎのお仕事内容を教えてください。

A. 梅本さん、前田さん

一宮市から委託を受けて障害者相談支援センターとして、障害のある方や家族の方々などの様々な相談対応を行っています。担当地域は、木曾川町、北方町、葉栗地域が中心です。

他には、計画相談支援（障害福祉サービスや、障害児通所サービスなどの活用があてはまる方々の相談対応や計画作成）、一般相談支援（地域相談支援・地域定着相談支援での障害のある方の地域移行の促進や、暮らしの定着を進めていく事業）を行っています。

Q. 支援の対象者はどんな方ですか。

A. 梅本さん、前田さん

身体的な障害や精神的な障害などあらゆる障害を持っている方全般が対象で、当事者はもちろんですが、当事者本人を取り巻くご家族なども支援の対象になっています。

また、相談を受けるきっかけとしては、本人やその家族からのものが多いですが、他の相談機関や事業所、民生委員の方など、様々な方から受けています。

Q. 支援する仲間はどうな方ですか。

A. 梅本さん、前田さん

夢うさぎの母体である「きそがわ福祉会」の各事業所はもちろんのこと、地域包括支援センターや児童相談所、学校関係、行政の福祉部や福祉サービスの提供事業者、グループホーム、ケアマネジャーさんやヘルパーさんなど多岐にわたります。支援を進める上では、多機関との連携は必須となっており、いかに支援の輪（地域づくり）を広められるかがとても重要だと思っています。

Q. 印象に残っている支援はありますか。

A. 梅本さん、前田さん

特に支援において難しさを感じる点は、本人との「距離感」です。精神疾患のある方への支援をした際に、「何とかしてあげたい」という思いが強くなってしまい、深く入り込んでしまうことがあります。本来、本人の意思で選択することが大切であるのに、支援者にその人の人生を委ねられてしまうことがあります。一方で、距離をとりすぎると、支援を拒否されるおそれがあったり、支援を継続していくことが難しくなるケースもあります。日々、葛藤しながら支援にあたっています。（梅本さん）

相談者の転居先を探す必要があり、不動産店舗に相談したり、検索サイトで調べたり、実際に地域を見て回り、看板の管理会社に連絡したりといろいろと試しましたが、ほとんどが門前払いでした。正直、ここまで住まいが借りにくいとは思っていませんでした。協議会の協力不動産店とつながり、住まいが見つかったときはホッとしました。契約の手続きや緊急連絡先の確保、携帯電話の確保など、自分の専門分野でない部分をサポートしてもらえたことも大きかったです。（前田さん）

お忙しい中、ご対応いただきありがとうございました。



## ◎ 居住支援に関連する研修会等に参加しました

居住支援協議会では、支援現場の実情を知り、そこでの課題や困りごとを把握するため、居住支援に係る様々な研修会や勉強会に参加しています。支援現場の声を吸い上げ、支援環境を整えるための活動をしています。今年度参加した研修会等を紹介します。

### ○令和7年度 住宅確保要配慮者居住支援協議会担当者交流会

6月5日(木)

場所：愛知県三の丸庁舎 地下1階 入札室

愛知県居住支援協議会が主催する会議。県内市町村の居住支援協議会の支援の一環として開催されています。協議会を設立している名古屋市、岡崎市、瀬戸市、豊田市、半田市、蒲郡市、一宮市のほか、設立準備中の豊橋市、春日井市、豊川市が参加しています。それぞれの取組みの中で直面している課題などについて話し合いました。

### ○2025年度 第1回重層的支援体制整備事業勉強会

6月16日(月)

場所：三条公民館 講堂

一宮市社会福祉協議会が主催する会議。重層的支援体制整備事業の内容や考え方を広く関係者に共有すると共に、市内の相談業務に関わる方、地域で居場所づくり等の活動をされている方、行政関係者間の連携の土壌づくりを行うことを目的に開催されました。実際の個別ケースを題材に、その支援に関わった担当者（地域包括支援センター・障害者相談支援センター・病院・行政）の包括的な相談支援体制により対応した事例紹介がありました。また、勉強会の後半にはグループワークが行われ、ケース対応における支援者同士の連携を進めるには、どのようなアプローチが必要かなどについて議論を交わしました。

### ○高齢者住まい・生活支援（居住支援）研修会

7月4日(金)

場所：オンライン（東京会場）

厚生労働省の高齢者住まい・生活支援伴走支援及び広報啓発事業で開催された研修会。高齢者の住まい支援に関する現状・課題・施策についての講義や、国立市で実践されている取組みの事例紹介がありました。国立市は、不動産事業者と連携した住まい探し支援を実施しているそうですが、「物件照会の仕組みをつくるだけでは住まいのマッチングはうまくいかない」という担当者の正直なお話しが印象的でした。一宮市の「協力不動産店登録制度」による住まい探し支援の参考になりました。

### ○講演会

7月15日(火)

「境界のない宇宙へ しゃかい ～生きづらさへの想像が照らす、その先へ～」

場所：尾西生涯学習センター 1階 講堂

講師：NPO法人くらし応援ネットワーク Liv LABO LABO長 伊豆丸 剛史氏

一宮市障害者自立支援協議会 触法障害者支援連絡会議・尾張西部圏域地域アドバイザー事業が共催する講演会。矯正施設出所者の支援に深く携わり、寄り添い続けてきた講師から、支援現場のリアルが語られました。その中で、繰り返し語られたのが「想像の外側」というキーワードでした。支援者は想像（＝認識）できる範囲の中だけに囚われて支援しがちだが、社会で生きづらさを抱えている方に気づくには、自分の想像の外側に目を向ける必要があるというものでした。支援現場において「人を支える」とはどういうことなのかを再考する機会となりました。

### ○一宮市在宅医療・介護職員多職種連携研修（第1回）

7月17日(木)

「続・入退院連携について語り合おう！」

場所：尾張一宮駅前ビル 7階 シビックホール

高年福祉課が主催する会議。入退院による本人の支援フェーズが短期間で変わる際の、医療と介護の連携、そこに携わる支援者同士の連携の必要性について学びました。時間がない中での支援方針の決定やその後の住まい・生活の支援の調整など、支援現場の実情と苦労を知ることができました。

## ○令和7年度 司法と福祉の情報交換会（第1回）

7月31日（木）

「つながる つながる つながる支援」

場所：東別院会館 2階203 葵

愛知県地域生活定着支援センターが主催する会議。同センターは、高齢や障害により福祉支援が必要な矯正施設退所者に対して、出所前から住まいや福祉サービスを調整し、地域への定着を支えて再犯防止につなげることを目的に活動しています。刑余者に対する支援現場の現状を知ることができました。

## ○2025年度 重層的支援体制整備事業講演会

8月1日（金）

「支援者が協働する地域づくり 『えがお』を生む支援体制の構築のために」

場所：アイプラザー宮 小ホール

一宮市社会福祉協議会が主催する講演会。「属性を問わない相談支援」を進める中で、制度やサービスのマネジメントだけでは解決できない相談に対して、「参加支援」や「地域づくりに向けた支援」というアプローチから、支援者にできることは何かについて考えました。

## ○令和7年度 第1回中部ブロック居住支援勉強会

8月7日（木）

「” はじめて！” 居住支援」

場所：名古屋合同庁舎2号館 3階 共用大会議室（対面+オンライン）

中部地方整備局、北陸地方整備局、東海北陸厚生局、中部地方更生保護委員会、中部矯正管区が主催する勉強会。勉強会では、今年10月に改正された住宅セーフティネット法についての制度説明のほか、「これからはじめる居住支援 ～他の地域を参考に、わが街の体制を整える～」と題して、(公社)愛知共同住宅協会の杉本 みさ紀氏の講演がありました。講演の中で、住宅確保要配慮者の住まいの確保が難しくなった背景には、「住宅供給側の分業化、大家の経済力の変化などにより、これまで大家として当たり前にしてきたことややむを得ない経営リスクとして考えていたものを吸収できなくなっていることが、社会問題として顕在化しているのではないか」というお話がありました。これまでの大家としての役割を、社会でどのように担っていくのかを問われていると感じました。

## ○令和7年度 愛知県住宅確保要配慮者居住支援協議会居住支援法人部会

9月1日（月）

場所：愛知県自治センター 12階 会議室E

愛知県居住支援協議会が主催する会議。前半に「住宅セーフティネット法の改正について」「生活困窮者自立支援法の改正について」「矯正における居住支援について」の説明があり、後半はグループワークでケース検討を行いました。他自治体で活躍されている居住支援法人の方と交流できる貴重な会で、第一線で奮闘しておられる方々の知識と経験による現場対応力を感じました。

## ○一宮市在宅医療・介護職員多職種連携研修（第2回）

9月18日（木）

「在宅での看取りについて」

場所：尾張一宮駅前ビル 7階 シビックホール

高年福祉課が主催する会議。五藤病院の院長が看取りについて講義がありました。看取りの現場における医療と介護の役割や連携のあり方、これからの多死時代に「死」というものをどのように捉えればよいかについて考える機会となりました。「本人がどのように最後を迎えたいのか」という本人の意思を尊重する考え方は、居住支援にも大いに参考になる内容でした。

## ○不動産後見サミット

11月5日（水）

「これからの成年後見と居住支援を考える」

場所：オンライン

(一社)全国住宅産業協会が主催する会議。住宅確保要配慮者の円滑な入居を支援するための取組みとして、居住支援法人による見守り体制・IOTを活用した見守りシステムの導入・リスク回避のための保険利用・NPO法人による法人後見・高齢者等終身サポートの活用などの情報提供がありました。

## ○2025年度 居住支援研修会（第1回）

11月6日（木）

「居住支援法人に対する期待と役割」

場所：オンライン

全国居住支援法人協議会が主催する研修会。この研修は4日間のカリキュラムになっており、その1日目。この日は、2025年10月に改正された住宅セーフティネット法により居住支援の現場や居住支援法人の役割がどのように変わるのかの講義がありました。

## ○令和7年度 名古屋市居住支援セミナー

11月14日（金）

場所：名古屋市総合社会福祉会館 7階 大会議室

名古屋市が主催するセミナー。名古屋市の居住支援の取組みの紹介や、住まい探しや賃貸借契約の基礎知識について講義がありました。後半の事例検討では、解決までに1年強という長い時間をかけて取り組んだ支援のケースが扱われ、住まいを支援する側と住まいを提供する側の双方の視点から、各フェーズごとの動きや考えがディスカッション形式で発表され、大変参考になりました。

## ○2025年度 居住支援研修会（第2回）

11月17日（月）

「効果的な居住支援事業のあり方」

場所：オンライン

全国居住支援法人協議会が主催する研修会。この研修は4日間のカリキュラムになっており、その2日目。この日は、居住支援を進めるために必要な居住支援体制の整備について講義がありました。千葉県八千代市や静岡県伊豆の国市の取組み事例の発表がありました。

## ○令和7年度 司法と福祉の情報交換会（第2回）

11月18日（火）

「住まいからはじまる、人と人とのつながり ～いま、居住支援にできること～」

場所：東別院会館 2階大会議室

愛知県地域生活定着支援センターが主催する会議。国土交通省の石井 秀明氏が講演し、これまで自身が取組んできた政策面での分野間連携について、連携のきっかけや気づき、そこで出会った人とのつながりの大切さについて話されました。現場を「知り」、現場と「つながり」、現場の問題に「気づき」、人と「つながる・つなげる」といった連携のプロセスを知ることができました。後半のシンポジウムでは、岡崎市・居住支援法人（暮らし応援ネットワーク）・愛知県地域生活定着支援センターから各地域で展開されている居住支援の現状について発表があり、居住支援事業を通して、直面する課題とそれを解決するための過程を知ることができました。

## ○2025年度 居住支援研修会（第3回）

11月28日（金）

「居住支援法人が取組む事業や今後の可能性 前編」

場所：オンライン

全国居住支援法人協議会が主催する研修会。この研修は4日間のカリキュラムになっており、その3日目。この日は、高齢者の身寄り問題、残置物処理の対応、認定家賃債務保証事業者の認定など、居住支援におけるトピックについて講義がありました。

## ○刑務所出所者等への居住支援に関する公開研究会

12月8日（月）

場所：オンライン

NPO法人ホームレス支援全国ネットワークが主催する研究会。刑務所等を出所する方への住まいの支援の現状に係る調査研究についての報告がありました。調査から、罪を犯すこと背景には、刑余者本人（健康状態・犯歴・経済力・特性など）に起因する要因と本人の環境（調整の時間・親族との関係・保証審査・身寄り・制度の狭間・社会の偏見など）に起因する要因があることが分かりました。刑余者への居住支援には、この両面からのアプローチが必要であると感じました。

## ○半田市居住支援協議会研修会

12月8日(月)

「住宅の課題を抱えている方の現状と課題、取り組み方法を学ぶ研修会」

場所：瀧上工業雁宿ホール 講堂

講師：NPO法人ワンファミリー仙台 立岡 学氏

半田市居住支援協議会が主催する会議。講師からは、「半田市居住支援協議会の強みである社会福祉協議会を中心とした連携体制を活かしながら、住宅部局との連携、不動産事業者の不安解消、不動産事業者と福祉の連携を進めるための仕掛けが必要」とのお話がありました。

## ○2025年度 居住支援研修会（第4回）

12月12日(金)

「居住支援法人が取組む事業や今後の可能性 後編」

場所：オンライン

全国居住支援法人協議会が主催する研修会。この研修は4日間のカリキュラムになっており、その4日目。この日は、居住支援法人の事業モデルとして終身サポート事業に関する情報提供のほか、震災現場での被災者支援における居住支援法人の活動について紹介されました。

## ○残置物の処理等に関するモデル契約条項の解説セミナー

12月12日(金)

場所：オンライン

国土交通省の補助事業として、(株)社会空間研究所が開催するセミナー。「残置物の処理等に関するモデル契約条項」は、単身の高齢者が死亡した際に契約関係や残置物を円滑に処理できるように、賃借人と受任者との間で締結する賃貸借契約の解除や残置物の処理を内容とした死後事務委任契約をとりまとめたものです。セミナーでは、死後事務委任契約に係る裁判事例や本モデル契約条項の活用に向けての取組事例などについて情報提供がありました。

## ○令和7年度 居住支援全国サミット

1月16日(金)

～住まいと暮らしを支える私たちのこれから～

場所：銀座フェニックスプラザ 2階 フェニックスホール（対面+オンライン）

国土交通省と厚生労働省が共催する会議。会議の1部では、国土交通省、厚生労働省、法務省、こども家庭庁から、居住支援に関する施策についての説明がありました。2部では、行政の住宅部局・福祉部局、不動産事業者の担当者が登壇し、「私のターニングポイント」をテーマに、居住支援の必要性を実感したできごとや居住支援への取組み方が変わったきっかけなどについてお話しされました。3部では、「住まいと暮らしを支える私たちのこれから」をテーマに、今後の住まいや暮らしの支援、それを支える支援者の役割や連携について話し合いました。

## ○2025年度 第2回重層的支援体制整備事業勉強会

1月19日(月)

場所：三条公民館 講堂

一宮市社会福祉協議会が主催する会議。重層的支援体制整備事業における多機関協働事業として、市内の相談業務に携わる方や行政関係者間における連携体制の構築と、本事業の内容や考え方について理解を深めることを目的に開催されました。初期対応・世帯支援・参加支援の視点から架空のケースを用いたケーススタディを行い、切れ目のない支援体制をどのように構築していくかについて考えました。

## ○令和7年度 稲沢市居住支援勉強会

1月19日(月)

場所：稲沢市役所 東庁舎 1階 会議室7・8

稲沢市市民福祉部福祉課と社会福祉協議会が主催する勉強会。勉強会では、伊賀市居住支援協議会の設立に関わった、伊賀市社会福祉協議会の担当者が講演をしました。伊賀市で居住支援協議会を設立した経緯や住宅確保要配慮者の住まい探しにおいて、どうして入居拒否がおこるのかを、支援現場の視点からお話しされました。グループワークでは、不動産事業者の視点での支援方法を話し合いました。

## ◎ 一宮市の居住支援について発表してきました

現在、全国各地で居住支援の取組みが進んでいます。一宮市居住支援協議会は、居住支援協議会の設立に向けて取組んでいる自治体やこれから取組み始めようとしている自治体、居住支援に関係する団体等からの依頼を受け、研修会や勉強会等で本市の居住支援の取組みを発表する機会をいただいております。今号では、今年度の実績について紹介します。

### ○令和7年度 岡山県居住支援協議会総会・研修会

7月18日（金）

場所：きらめきプラザ 3階

講師：住宅政策課 木下 和彦

岡山県居住支援協議会が主催する会議。市町村の居住支援協議会の設立を支援する目的で開催され、行政・不動産事業者・居住支援法人など58名が参加されました。一宮市からは、居住支援協議会の設立にあたって、住宅と福祉の連携体制をどのように構築したか、その際のポイントはどこかなどについてお話ししました。岡山県では、居住支援法人の取組みがとても熱心な印象を受けました。



### ○2025年度 宅地建物取引業協会西尾張支部東ブロック会研修

8月7日（木）

場所：オリナス一宮 1階

講師：住宅政策課 木下 和彦  
井口 啓佑

公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会西尾張支部東ブロック会が主催する会議。講演では、一宮市居住支援協議会の設立についてご報告しました。また、不動産事業者の集まる会議であることから、今年度から運用している「協力不動産店登録制度」による住まい探し支援の仕組みについてご紹介しました。この制度に関心のある事業者には、個別に説明に伺うことにしています。

### ○いわき市住宅セーフティネット連絡会議

11月27日（木）

場所：いわき市役所 東分庁舎 5階 会議室

講師：住宅政策課 木下 和彦  
福祉総務課福祉総合相談室 森 康晃

福島県居住支援協議会が主催する会議。この会議は、福島県内の市町村居住支援協議会の設立に向けての情報提供や居住支援体制整備などを支援する目的で開催されたものです。

講演では、特に住宅と福祉の連携方法や居住支援体制の構築方法などについて、本市の居住支援協議会の取組みを題材にして事例紹介をさせていただきました。住宅部局と福祉部局の担当者の立場から、居住支援におけるそれぞれの役割や制度間の連携についてお話ししました。本市の居住支援協議会で運用している「協力不動産店登録制度」に大変興味を持っていただき、いわき市での制度運用に向けて取組みを始めています。

### ○令和7年度 石川県居住支援協議会連絡会

1月9日（金）

場所：石川県庁 行政庁舎 11階 1104会議室（対面+オンライン）

講師：住宅政策課 木下 和彦

石川県居住支援協議会が主催する会議。講演では、住宅部局と福祉部局の連携や行政と民間事業者の連携のポイントに重点を置いて説明しました。令和6年に発災した能登半島地震による被災者支援（避難所・仮設住宅からの移転）においても、住宅確保要配慮者に対する支援の必要性が顕在化している状況です。会議後には、石川県被災者支援センターを訪問し、支援の現場を見学させていただきました。



## ○令和7年度 住宅確保要配慮者居住支援協議会全体会議

1月26日（月）

場所：愛知県自治センター 12階 会議室E

講師：住宅政策課 木下 和彦  
井口 啓佑

愛知県居住支援協議会が主催する会議。会議には、県内の行政担当者・不動産関係団体・居住支援団体・居住支援法人・公的住宅機関・国の関係機関など、120名ほどが参加されました。

当日は、①一宮市の居住支援協議会の設立について（居住支援協議会設立の経緯、取組みによる関係者同士のつながりや意識の変化、居住支援の体制づくりのポイント）と、②一宮市の居住支援の現在地（協力不動産店登録制度の運用、居住支援勉強会の開催、ニュースレターの発行）についてお話をしました。その他、一宮市と同じく昨年度に居住支援協議会を設立した蒲郡市と、来年度の居住支援協議会設立に向けて取組んでいる豊橋市から発表しました。

また、会議の後半では、大牟田市居住支援協議会の事務局長であり、当市の居住支援協議会設立時にご支援いただいた牧嶋 誠吾氏の講演がありました。講演では、「住宅確保要配慮者は、住まいだけでなく、複合的な生活問題や課題を抱えていることが多い。相談内容には、複数の制度に関わる問題や制度の狭間にある問題などがあり、これまでの縦割りの窓口だけでは対処（解決）できない問題がある」ため、「組織全体で、社会全体で支える仕組み（居住支援）が必要になる」とお話しされました。講演の最後には、参加している行政職員に向けて、「役所の仕事は、本来、やりがいに満ちている仕事」でなければならない。「これまで通りでは立ち行かない時代だからこそ、古い体質へのこだわりを捨て、市民の立場でクリエイティブな仕事をしてほしい」という熱いメッセージが送られました。

閉会后には、県内の居住支援協議会を設立している自治体や、これから居住支援協議会の設立に向けて動き出そうとしている自治体の担当者と意見交換をし、それぞれの地域で抱えている課題や困りごとについて情報共有する有意義な機会となりました。

## ○令和7年度 第2回中部ブロック居住支援勉強会

2月5日（木）

～居住支援協議会って、本当に必要なの？～

場所：名古屋合同庁舎2号館 3階 共用大会議室（対面+オンライン）

講師：住宅政策課 木下 和彦  
井口 啓佑

中部地方整備局、北陸地方整備局、東海北陸厚生局、中部地方更生保護委員会、中部矯正管区が主催する勉強会。勉強会には、岐阜県・静岡県・愛知県・三重県・富山県・石川県・福井県の住宅・福祉行政の担当者、民間の不動産関係者・居住支援法人・社会福祉協議会・法務関係者など、218名の居住支援に関わる関係者が参加されました。

当日は、昨年度、中部ブロック管内で居住支援協議会を立ち上げた、一宮市と静岡県伊豆の国市が、協議会の設立から設立後の協議会活動などについて発表をしました。

一宮市が居住支援に取り組んだきっかけ、居住支援協議会の設立の必要性、設立後の協議会の取組みなどについてお話をしました。参加者からは、「住まいを提供してくれる大家さんや不動産事業者を増やすためにはどうすればよいのか」「居住支援の意義を十分に理解しているとはいえない方をどのように巻き込んでいけばよいのか」「居住支援協議会を設立してどのような変化があったのか」「立場の違う支援者同士が連携をするにはどのようにしたらよいのか」「相談者からの相談を受けとめる体制はどのようにしているのか」など、



発表の様子（※写真は中部地方整備局から提供）



会場の様子（※写真は中部地方整備局から提供）

たくさんのご質問をいただきました。相談者の対応に課題を抱えながらも、居住支援を前に進めていこうとする参加者の熱気を感じる勉強会でした。

## ◎ “缶バッジ” で支援者同士の “つながり” をカタチに

一宮市居住支援協議会は、設立から1年を迎えました。これまでのケースワークを通して、さまざまな支援者に出会うことができました。その中で、昨今の複合化・複雑化・高度化する相談に対応するには、支援者同士の強みや専門（得意）を活かした連携が不可欠だと確信しました。これまで受けとめるだけしかできなかった相談を、他の支援者につなげることができるようになったり、必要に迫られて、ひとりで抱え込んで対応していたことが、支援者同士のチームワークによって対応できるようになったりと、この居住支援による連携は、支援者にとって大きな武器になったと思っています。



そのような中で、支援者同士の “つながり” を何かカタチとして表現できないかと思い、このたび “缶バッジ（通称「きよ」バッジ）” を作成しました。一宮市居住支援協議会の活動に “賛同” し、“一緒” に居住支援に取り組んでいただける支援者の方に配布をします。是非、お声掛けください。数に限りがありますので、品切れの際はご容赦ください。

これからも、支援現場を重視した居住支援協議会の活動をしていきたいと思っています。引き続きよろしくお願いいたします。

## ◎ 2026年度の居住支援勉強会のお知らせ

2026年度も今年度に引き続き、居住支援勉強会を開催する予定です。9月下旬の開催を予定しておりますので、是非ご参加ください。詳しい内容が決まりましたら、改めてご案内いたします。

2026年度 居住支援勉強会

2026年9月下旬 開催予定  
皆様のご参加をお待ちしております！

## ◎ 編集後記



建築部住宅政策課  
居住支援グループ  
木下 和彦

今号のニューズレターでは、4つの団体にインタビューをさせていただきました。前号のインタビューでも感じたことですが、対面でお話を伺うことで、支援現場の熱意（温度感）やケースワークの実態を高い解像度で見せていただきました。皆さんと一緒にお仕事ができていることをとても嬉しく思っています。

居住支援協議会が設立して1年が経ちますが、今後も皆さんとの “つながり” を大切にしていきたいと思っています。次号も、是非、楽しみにしてください。



建築部住宅政策課  
居住支援グループ  
井口 啓佑

一宮市の居住支援協議会が設立してから1年が経ちました。手探りで進めてきた中で、多くの方にご協力いただいたことをまずは感謝いたします。まだまだ求められる役割を果たせないことも多く、ご迷惑をおかけしますが、実際に支援に携わって感じるのは、いかに自分一人では出来る事が少ないか、だからこそ連携が必要なんだということです。

この仕事を通して関わり、つながり、協力をいただいた皆様とのご縁を大切に、自分に求められる役割をもう一度見直し、精進してまいります。

## ◎ 次号予告

次号は、2026年10月頃に発行する予定です。是非、楽しみにしてください。